

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第90号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第128号）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における「1.5 項目別必要流量の検討」の表-1.5.1「流量の変化と各検討項目との関係整理結果一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載された「地下水位の維持」項目の「検討方針」欄の内容について、根拠とされている「過去の井戸実態調査」は誤りであるので、その記載を訂正した文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定 | (5) H22. 11. 1 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件報告書で使用された「過去の井戸実態調査」のデータは誤りであり、この調査を根拠とした一覧表の記載内容も訂正されているはずであるとして、訂正された文書の公開を請求している。</p> <p>これに対して、実施機関は、「過去の井戸実態調査」のデータは、当該調査結果等に基づき作成された「平成元年犀川開発総合事業計画書参考資料」（以下「参考資料」という。）から引用したものであり、データを否定する理由もなく、当該データは適正であると判断していると述べている。</p> <p>当審査会において、本件報告書に引用されたデータと参考資料を見分したところ、その引用に誤りを認めることはできなかった。</p> <p>したがって、実施機関が、当該データは適正であると認識し、本件報告書の一覧表に記載した内容について修正していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第90号

答 申 書

平成22年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における「1.5項目別必要流量の検討」の表-1.5.1「流量の変化と各検討項目との関係整理結果一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載された「地下水位の維持」項目の「検討方針」欄の内容について、根拠とされている「過去の井戸実態調査」は誤りであるので、その記載を訂正した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

報告書のデータは適正であると認められる。よって公開請求に係る公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の一覧表では、「過去の井戸実態調査から河川の水位低下による地下水位影響は少ないものと考えられる。」と記載されているが、その根拠となった「過去の井戸実態調査」に関するデータはねつ造された可能性があり、実施機関の某職員もデータが適正でないことを認めている。

したがって、一覧表の記載内容も訂正されているはずであり、公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している主旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件報告書の一覧表は、犀川水系における渇水時の流水の正常な機能を維持するために必要な流量の検討にあたって、「漁業」や「景観」及び「地下水位の維持」等10項目の関係について整理したものである。「地下水位の維持」項目では「検討方針」欄に、「過去の井戸実態調査から河川の水位低下による地下水位影響は少ないものと考えられる。」と記載している。
- (2) 異議申立人は、「過去の井戸実態調査」は不適正で、ねつ造の可能性があると主張するが、本件報告書の図-1.3.9「既往の井戸実態調査結果」に記載されているデータは、「平成元年犀川開発総合事業計画書参考資料」（以下「参考資料」という。）から引用したもので、データを否定する理由がないことから、適正なものとして判断している。

したがって、本件報告書の一覧表に記載した内容について、修正は行っておらず、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

なお、本件報告書を作成した平成15年度当時は、犀川水系河川整備基本方針策定に伴う新しい計画作成の検討段階であり、犀川流域の河川水位と地下水位の関係について、「井戸実態調査の結果では、地下水位は河川水位より高く影響を受けない。」と説明していたが、平成17年度からは、過去の渇水時の地下水への影響等を整理して、「年間を通じて相当量の降雨が期待できるため、河川の流量の減少が地下水位の低下に直接影響することはない。」と判断しており、改めて調査を実施するなどの検討は必要ないと考えている。

また、異議申立人は、実施機関の職員を特定してデータの誤りを認めたと主張しているが、本人に確認したところ、異議申立人が主張する内容について述べたという事実は確認できなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加によ

る公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件報告書の一覧表における「過去の井戸実態調査」を根拠とした記述内容を訂正した文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書で使用された「過去の井戸実態調査」のデータは誤りであり、実施機関の某職員も認めているので、この調査を根拠とした一覧表の記載内容も訂正されているはずであるとして、訂正された文書の公開を請求している。

これに対して、実施機関は、「過去の井戸実態調査」のデータは、当該調査結果等に基づき作成された参考資料から引用したものであり、データを否定する理由もなく、当該データは適正であると判断していると述べている。

当審査会において、本件報告書に引用されたデータと参考資料を見分したところ、その引用に誤りを認めることはできなかった。

したがって、実施機関が、当該データは適正であると認識し、本件報告書の一覧表に記載した内容について修正していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、「過去の井戸実態調査」のデータは誤りであり、某職員も認めていると主張するところ、当審査会はその適否や真偽を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 8 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 7 月 16 日 (第 198 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 9 月 24 日 (第 201 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 22 年 10 月 7 日 (第 202 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 22 日 (第 203 回審査会)	○事案の審議を行った。